

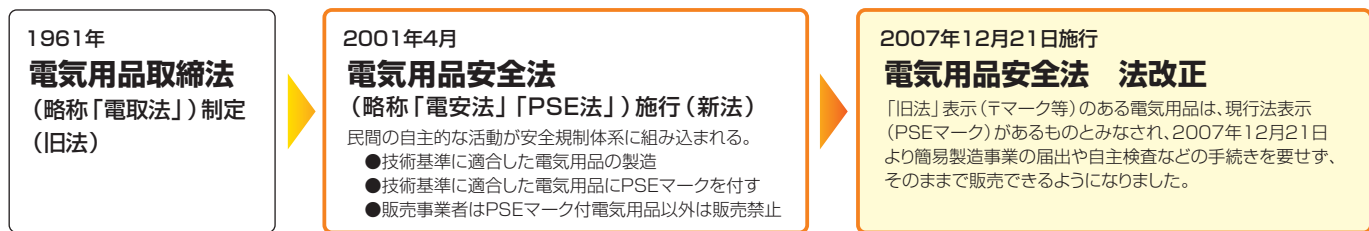
照明器具のPSE マーク表示の取り扱いについて

2007年12月21日に電気用品安全法の改正法が施行されました。

改正法によって変わったこと

旧・電気用品取締法 (㊦) (㊧) 等の表示がある電気用品も販売できるようになりました。

法改正の推移



2001年4月施行され、2006年4月から本格施行が始まった電気用品安全法 (以下、「電安法」) により、電気製品の製造・輸入業者には届出・所定の検査・**PSEマークの表示が、また販売業者にはその確認が義務付けられる**ようになりました。

これまで、**経過措置期間終了後7年** (2008年3月末まで) の電気用品についても、**電安法に基づく表示 (PSEマーク) がなければ販売することはできない**こととされてきました。このため、経過措置期間終了後の旧電気用品取締法 (以下、「旧法」) 表示の製品を販売する場合には、自ら検査を行い、PSEマークを貼付して販売する必要があります。

「電気用品安全法」が改正されて**下のような「旧法」表示 (㊦マーク等) のある電気用品は、現行法表示 (PSEマーク) があるものとみなされ、2007年12月21日より簡易製造事業の届出や自主検査などの手続きを要せず、そのまま販売できるようになります。**

■旧法・新法でのマーク表示

	電気用品取締法での表示	電気用品安全法での表示
特定電気用品	旧法による表示の例 91-12345 定格電圧 100V 定格入力容量 13VA 定格周波数 50-60Hz 定格出力電圧 DC12V 定格2次電流 200mA 事業者名	新法による表示の例 登録検査機関名 定格電圧 100V 定格入力容量 13VA 定格周波数 50-60Hz 定格出力電圧 DC12V 定格2次電流 200mA 事業者名
特定以外の電気用品	定格電圧 100V 定格消費電力 160/170W 定格周波数 50-60Hz 事業者名	 定格電圧 100V 定格消費電力 160/170W 定格周波数 50-60Hz 事業者名

表示義務違反 10万円以下の罰金 → 1年以下の懲役 または100万円以下の罰金

PSEマークがあるものとみなされ、そのまま販売できるようになります。

※経済産業省「電気用品安全法のページ」より 一部引用

注意 この法律改正は現在「電安法」に基づいて製造している電気製品にPSEマークを付さずに販売することができる、という意味ではありません。